

議案第61号

淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例制定の件

淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 淡路島の玄関口としての機能の充実、日常生活における移動手段の確保及び観光交流人口の増加を図り、もって利用者の利便性の向上と地域間交流の高揚に寄与することを目的として、淡路市岩屋ポートターミナル（以下「ポートターミナル」という。）を設置する。

(位置)

第2条 ポートターミナルの位置は、淡路市岩屋925番地内とする。

(施設)

第3条 ポートターミナルには、次に掲げる施設を設置する。

- (1) 利便施設
- (2) 乗船施設

(利用時間)

第4条 ポートターミナルの利用時間は、ポートターミナルの施設を利用する公共交通機関が、関係官庁から認可を得た運航時間又は運行時間の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する利用時間を変更し、又は臨時に供用を休止することができる。

(利用の許可)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、ポートターミナルの施設を専用利用しようとする者に対し、ポートターミナルの施設の一部について利用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可をする場合において、ポートターミナルの施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしな

いものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) ポートターミナルの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ポートターミナルの管理上支障があるとき。
(利用許可の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ポートターミナルの管理上支障があるとき。
(使用料)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 専用利用者及びポートターミナルの利用者は、その責めに帰すべき理由により、ポートターミナルの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第5条第1項の許可の期間が終了し、又は第6条の規定により当該許可が取り消され、専用利用者が当該許可に係るポートターミナルの施設を市に明け渡す場合に準用する。

(指定管理者による管理)

第11条 ポートターミナルの施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりポートターミナルの施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に供用を休止することができる。

- 3 第1項の規定によりポートターミナルの施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定によりポートターミナルの施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がポートターミナルの施設の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定によりポートターミナルの施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がポートターミナルの施設の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ポートターミナルの施設の利用の許可に関する業務
- (2) ポートターミナルの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) ポートターミナルの施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（利用料金）

第13条 第11条第1項の規定によりポートターミナルの施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条の規定にかかわらず、専用利用者は、当該指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 4 指定管理者は、専用利用者の責めに帰することができない理由により、利用の取消し、中止又は変更となったときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項

の規定は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条第1項の許可その他ポートターミナルの施設の専用利用に関し必要な手続その他の行為は、前項本文に規定する施行の日前においても行うことができる。

(淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例の廃止)

- 3 淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例(平成18年淡路市条例第36号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 附則第1項ただし書に規定する施行の日前に請求した、又は請求すべきであった前項の規定による廃止前の旧条例の規定による使用料、経費及び敷金並びに同日前に徴収した同項の規定による廃止前の旧条例の規定による使用料、経費及び敷金の還付については、なお従前の例による。

別表(第7条、第13条関係)

(1) 利便施設

区分		使用料(1か月につき)
1階・2階	店舗	1㎡当たり 1,970円
	倉庫	

(2) 乗船施設

区分	使用料(1か月につき)
乗船施設	165,280円

備考

- 1 使用料の算定の基礎となる面積が1㎡未満であるとき、又は1㎡未満の端数があるときは、これを1㎡とする。
- 2 使用料の算定の基礎となる利用の月数が1か月に満たないとき、又は1か月未満の端数があるときは、これを1か月とする。
- 3 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例附則第3項の規定による淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例の廃止新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成18年6月19日 条例第36号</p> <p>淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第171号）の全部を改正する。</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 岩屋港の乗降客の福祉と利便を図り、岩屋港を真に淡路島を象徴する港湾としての整備を図るため、淡路市岩屋ポートビル等（以下「ポートビル等」という。）を設置する。</p> <p>（位置）</p> <p>第2条 ポートビル等の位置は、淡路市岩屋925番地内とする。</p> <p>（施設）</p> <p>第3条 ポートビル等には、次に掲げる施設を設置する。</p> <p>（1） 岩屋ポートビル（以下「ポートビル」という。）</p> <p>（2） 岩屋ポートビル乗船施設（以下「乗船施設」という。）</p> <p>（利用時間）</p> <p>第4条 ポートビル等の利用時間は、施設を利用する公共交通機関が、関係官庁から認可を得た運航時間又は運行時間の範囲内の間とする。ただし、ポートビルの会議室の利用時間は、午前8時から午後10時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する利用時間を変更し、又は臨時に供用を休止することができる。</p>	<p>（条例の廃止）</p>

淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例附則第3項の規定による淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例の廃止新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 市長は、ポートビル等の効率的な利用及び利用者の利便の向上を目的として、ポートビル等を利用しようとする者に対し、その一部について専用利用又は共用利用の許可をすることができる。</p> <p>2 ポートビルの会議室を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の許可をする場合において、ポートビル等の施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項又は第2項の許可の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、ポートビル等の管理上支障があるとき。</p> <p>(専用利用に係る使用料等)</p> <p>第7条 第5条第1項の規定により許可を受けた専用利用者（以下「専用許可者」という。）は、別表に定める使用料を納付し、及び次に掲げる経費を負担しなければならない。</p> <p>(1) 専用利用に係る維持管理に要する経費</p> <p>(2) ポートビル又は乗船施設の共用設備に係る維持管理に要する経費の一部</p> <p>(会議室の使用料)</p> <p>第8条 第5条第2項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例附則第3項の規定による淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例の廃止新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>を納付しなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属設備の利用料は、別に規則で定める。</p> <p>(区分所有者の経費負担)</p> <p>第9条 ポートビルの区分所有者は、次に掲げる経費を負担しなければならない。</p> <p>(1) 区分所有者の営業区画に係る維持管理に要する経費</p> <p>(2) ポートビルの共用設備に係る維持管理に要する経費の一部</p> <p>(3) 市が兵庫県に支払うポートビル建物敷地料に区分所有者が利用し、又は所有し、若しくは共用利用する面積を当該建物敷地面積で除して乗じて得た額</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があるとき、第7条から前条までに規定する使用料又は経費若しくは利用料の全部若しくは一部を免除することができる。</p> <p>(使用料等の不還付)</p> <p>第11条 既に納めた使用料又は経費若しくは利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第12条 専用許可者及びポートビル等の利用者は、その責めに帰すべき理由により、ポートビル等の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 ポートビル等の施設の管理は、地方</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例附則第3項の規定による淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例の廃止新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に供用を休止することができる。</p> <p>3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項又は第2項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。</p> <p>5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項又は第2項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。</p> <p>（指定管理者の業務）</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>（2） 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>（3） 施設の維持管理に関する業務</p>	<p>（条例の廃止）</p>

淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例附則第3項の規定による淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例の廃止新旧対照表

現 行	改 正 案									
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務 (利用料金)</p> <p>第15条 第7条及び第8条の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、施設の利用者は、当該指定管理者に利用料金を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 指定管理者は、利用者の責めに帰することができない理由により、利用の取消し、中止又は変更となったときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表(第7条、第8条関係)</p> <p>(1) ポートビル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料 (1か月につき)</th> <th style="text-align: center;">敷金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1階</td> <td style="text-align: center;">事務所 1㎡当 3,300 たり 円</td> <td style="text-align: center;">1㎡当 9,900 たり 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">売店 1㎡当 2,200 たり 円</td> <td style="text-align: center;">1㎡当 6,600 たり 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料 (1か月につき)	敷金	1階	事務所 1㎡当 3,300 たり 円	1㎡当 9,900 たり 円		売店 1㎡当 2,200 たり 円	1㎡当 6,600 たり 円	<p>(条例の廃止)</p>
区分	使用料 (1か月につき)	敷金								
1階	事務所 1㎡当 3,300 たり 円	1㎡当 9,900 たり 円								
	売店 1㎡当 2,200 たり 円	1㎡当 6,600 たり 円								

淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例附則第3項の規定による淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例の廃止新旧対照表

現 行				改 正 案			
	倉庫	1㎡当 たり	1,210 円	1㎡当 たり	3,630 円	(条例の廃止)	
2・3 階	店舗・ 事務所	1㎡当 たり	1,100 円	1㎡当 たり	3,300 円		
(2) 乗船施設							
区分		期間		使用料			
乗船施設		1か月		165,280円			
(3) 会議室							
区分		単位	使用料	冷暖房設 備使用料			
1室		1時間	550円	100円			
備考							
<p>1 使用料算定の基礎となる面積が1㎡未満であるとき、又は1㎡未満の端数があるときは、これを1㎡とする。</p> <p>2 使用料算定の基礎となる利用の月数が1月に満たないとき、又は1月未満の端数があるときは、これを1月とする。</p> <p>3 使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</p> <p>4 会議室の冷暖房設備を利用するときは、当該利用区分に係る使用料の額に当該利用区分に係る冷暖房設備使用料を加算した額とする。</p> <p>5 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>							

議案第62号

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

淡路市国民健康保険税条例（平成17年淡路市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加える。

第6条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「次号、第10条及び第28条」を「次号、第10条及び第28条第1項」に、「第3号、第10条及び第28条」を「第3号、第10条及び同項」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第18条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第28条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲

げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 795円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 325円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10, 120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 650円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 365円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 275円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 550円

第28条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の右に「及び」を加える。

附則第2項中「第28条」を「第28条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1号及び第18条第1項の改正規定、第28条の改正規定（「係る」の右に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第28条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の淡路市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。<u>次号、第10条及び第28条</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。<u>第3号、第10条及び第28条</u>において同じ。)</p> <p>以外の世帯 22,100円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。<u>次号、第10条及び第28条第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。<u>第3号、第10条及び同項</u>において同じ。)</p> <p>以外の世帯 22,100円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.7を乗じて算定する。</u></p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第28条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係</p>	<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.7を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第28条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について17,710円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ）（略） ウ～カ（略）</p> <p>（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民</p>	<p>所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について17,710円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ）（略） ウ～カ（略）</p> <p>（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属す</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について12,650円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)~(ウ) (略)</p> <p>ウ~カ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,060円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応</p>	<p>る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について12,650円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)~(ウ) (略)</p> <p>ウ~カ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,060円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略)</p>	<p>の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略)</p> <p><u>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 795円</u></p> <p><u>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 325円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10, 120円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 650円</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 365円</u></p> <p><u>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 275円</u></p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「<u>総所得金額</u>」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。</p> <p>附 則 1～1の3 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p><u>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,640円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,550円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「<u>総所得金額及び</u>」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) <u>及び</u>」とする。</p> <p>附 則 1～1の3 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第28条</u>の規定の適用については、<u>同条中「法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第28条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配</p>	<p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、<u>同項中「法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第28条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第28条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>	<p>場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第28条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第28条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第28条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の</p>	<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第28条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第28条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第28条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若</p>	<p>附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第28条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第28条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第28条</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第28条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等</p>	<p>しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第28条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第28条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第28条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並び</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第28条</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第28条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和4</p>	<p>に特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第28条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第28条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和4</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>4年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第28条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及</p>	<p>4年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第28条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第28条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14～17（略）</p>	<p>中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第28条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14～17（略）</p>

議案第63号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の右に「・第54条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の右に「及び第4項第1号」を加え、同条第3項第1号中「されている」を「される」に改め、同条第4項第1号中「第24条第3項」の右に「(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することが

できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者

に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年淡路市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の右に「・第50条」を加える。

第6条第1項中「、家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の右に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う

施設」に改める。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>目次 第1章～第3章（略） 第4章 雑則（第53条） 附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受</u></p>	<p>目次 第1章～第3章（略） 第4章 雑則（第53条・<u>第54条</u>） 附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾</u></p>	

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第38条（略）</p> <p><u>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第38条（略）</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号<u>及び第4項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供<u>されている</u>場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次</u>に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認め</p>	<p>それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供<u>される</u>場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(<u>同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次</u>に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認め</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第4章 雑則</p>	<p>るものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第4章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報</u></p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
	<p><u>処理組織をいう。以下この条において同じ。）</u> <u>を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
	<p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得</u></p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(委任)</p> <p><u>第53条</u> この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第54条</u> この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>目次 第1章～第5章（略） 第6章 雑則（第49条） 附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び<u>家庭的保育事業者等</u>による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の</p>	<p>目次 第1章～第5章（略） 第6章 雑則（第49条・<u>第50条</u>） 附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び<u>家庭的保育事業者等</u>による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次に</u>掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>第6章 雑則</p>	<p>じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に</u>掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>第6章 雑則 <u>(電磁的記録)</u></p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(委任) <u>第49条</u> この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>第49条</u> 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>(委任) <u>第50条</u> この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>